

37	都市整備局	建築物の耐震化の推進
事業概要	<p>1 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化推進条例に基づき耐震診断を義務付けるとともに、助成制度や低利融資制度の活用により、耐震化を推進する。</p> <p>2 住宅の耐震化 区市町村と連携して普及啓発を行うとともに、震災時に甚大な被害が想定される整備地域においては、助成制度等により耐震化を推進する。</p> <p>3 マンションの耐震化 助成制度（アドバイザー派遣(21年度～)、耐震診断(18年度～)、耐震改修(20年度～)）の実施や、分譲マンション管理組合等への個別訪問による啓発を行う。</p>	
これまでの経過	<p>平成18年度：「東京都耐震改修促進計画」を策定</p> <p>平成20年度：緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化助成を開始</p> <p>平成21年度：耐震化に関する総合相談窓口、耐震ポータルサイトを開設</p> <p>平成22年度：専門家会議にて緊急輸送道路沿道建築物の規制誘導策を検討</p> <p>平成23年度：耐震化推進条例の施行 条例に基づく特定緊急輸送道路の指定（約1千km） 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断について全額助成を開始 「東京都耐震改修促進計画」を改定</p> <p>平成24年度：特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務化 耐震マーク表示制度の創設 マンション管理組合等への個別訪問を開始（約12,000棟）（平成27年度迄）</p> <p>平成25年度：特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修について最大9割助成開始</p> <p>平成27年度：「東京都耐震改修促進計画」を改定 「良質なマンションストックの形成促進計画」を策定</p> <p>平成28年度：特定緊急輸送道路沿道建築物への個別訪問や改修計画作成支援を開始 学識経験者による検討委員会において、更なる促進策の検討を開始 整備地域における住宅耐震化アドバイザー派遣の開始や助成制度の拡充 個別訪問で耐震化に関心のあった管理組合等（約2,000棟）に再訪問</p> <p>平成29年度：戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村に対して支援を拡充 マンション耐震化助成制度の拡充（アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修） マンションの建替えの促進（マンション再生まちづくり制度の創設） 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向け、助成制度の拡充など支援策を充実させるとともに、個別訪問などによる働きかけにより耐震化を促進（特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の助成は、平成28年度で原則終了）</li> <li>整備地域内における住宅の耐震診断、耐震改修等を助成</li> <li>マンションの耐震化を促すため、耐震診断・改修助成等を実施</li> <li>耐震化に関する様々な相談に応じる「耐震化総合相談窓口」や「耐震ポータルサイト」など建物所有者が耐震化に取り組みやすい環境を整備</li> <li>新耐震基準も含め耐震性のある建築物へ表示する「耐震マーク表示制度」により、耐震化に向けた取組を促進</li> <li>平成29年1月より、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた検討委員会を7回開催し、更なる促進策について検討を実施</li> </ul>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<p>1 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化          個別訪問を引き続き行い、建物所有者に耐震改修等を促す。また、Is 値 0.3 未満の建築物の解消に向けた助成の拡充を実施する。さらに、検討委員会において、更なる促進策について報告書がとりまとめられ、今後、具体化に向けた施策の検討を行う。</p> <p>2 住宅の耐震化          整備地域内の住宅の耐震化助成に加え、来年度から、所有者への積極的な働きかけなどを行う区市町村を対象に、整備地域外においても戸建住宅等耐震化助成を実施する。引き続き、区市町村と連携して住宅の耐震化を促進する。</p> <p>3 マンションの耐震化          区市と連携した普及啓発や助成制度により、耐震化を促進する。</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市整備局 市街地建築部 建築企画課          都市整備局 住宅政策推進部 マンション課</p>	<p>電話 03-5388-3362          03-5320-4944</p>